

神戸市多数障害者雇用企業等認定制度実施要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、契約の公正性の確保、経済性の確保及び適正履行の確保並びに予算の適正な執行に配慮しつつ、市の施設の清掃等の維持管理業務等について、障害者の雇用に努める市内の企業等の受注機会の拡大を推進することにより、障害者の雇用の促進及び職業訓練を受ける機会の増進を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の認定を行うものとし、この要綱は、同号及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3に定めるもののほか、当該認定に必要な事項を定め、及び当該認定を受けた者との間における随意契約に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）
 - 第2条第2号に規定する身体障害者
 - (2) 法第2条第4号に規定する知的障害者
 - (3) 法第2条第6号に規定する精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の4第1号に該当する者に限る。）

2 この要綱において「訓練事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 兵庫県立障害者高等技術専門学院に関連して兵庫県立障害者能力開発校の設置及び運営に関する条例（昭和48年兵庫県条例第26号）第3条に規定する業務のうち、兵庫県が委託契約により他の者に発注して実施する訓練に係る事業
- (2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第1に規定する兵庫障害者職業能力開発校において行う職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第5号に規定する職業訓練のうち、国（国の受託者としての兵庫県を含む。）が委託契約により他の者に発注して実施する訓練に係る事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして福祉局長が特に認める事業

(対象者)

第3条 随意契約の相手方となり得る「多数障害者雇用企業等」とは、次に掲げる全ての要件に該当する法人その他の団体及び事業を営む個人であって、第7条第1項の認定を受けたものをいう。

- (1) 契約を締結しようとする年度について神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登載されていること。
- (2) 本市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有すること。
- (3) 法第43条第1項の規定に違反していないこと。
- (4) 本市内の事務所等において常時雇用する障害者である労働者の数（法第43条の規定により算定する。）が、5人以上であり、かつ、当該事務所等において常時雇用する

労働者の数に100分の10を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）以上であること。

- 2 市長は、前項第4号の要件に該当しない場合においても、本市内の事務所等において常時雇用する障害者である労働者の数（法第43条の規定により算定する。）が、3人以上であり、かつ、当該事務所等において常時雇用する労働者の数に100分の10を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）以上であるときは、訓練事業の一環として当該事務所等に受け入れている障害者を当該事務所等において雇用する障害者である労働者とみなして、前項第4号の要件に該当しているかどうかの判断を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定は、障害者を訓練事業の一環として本市内の事務所等に受け入れていない場合には、適用しない。

（多数障害者雇用企業等に対する特例）

第4条 市長は、次に掲げる業務について契約を締結するに当たり、その予定価格が100万円を超える、かつ、1,500万円以下であるときは、見積書を徴する相手方を多数障害者雇用企業等に限ったうえで随意契約によるものとする。ただし、第1条第1項の目的を達成するうえで必要があると認められない場合は、この限りでない。

- (1) 障害者が従事して行う清掃、樹木せんてい、草刈その他これらに類する施設の維持管理に係る業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条第1項の目的を達成するうえで、市長が特に必要があると認める役務の提供に係る業務（契約事務手続規程（昭和39年5月訓令甲第6号）第13条に規定するその他請負契約に係るものに限る。）
- 2 前項本文の規定に基づく随意契約による契約の締結は、1の多数障害者雇用企業等につき、1会計年度当たり1件までとする。この場合において、契約締結日の属する会計年度の翌年度に契約期間が満了する契約については、契約締結日の属する会計年度においてその件数を数えるものとし、翌年度においてはその件数に入れないものとする。
- 3 多数障害者雇用企業等のうち、本市内の事務所等において常時雇用する障害者である労働者の数（法第43条の規定により算定する。）が20人以上であるものについては、前2項の規定にかかわらず、1会計年度当たり2件以上の第1項本文の規定に基づく随意契約による契約の締結を行うことができ、及び同一の会計年度における第1項本文の規定により随意契約により締結する契約の予定価格の合計額が1,500万円を超えて構わないものとする。ただし、第1条第1項の目的を達成するうえで必要があると認められない場合及び第11条の規定の趣旨に反する場合は、この限りでない。
- 4 多数障害者雇用企業等は、第1項の規定に基づいて随意契約により契約を締結したときは、当該契約の履行の際に、別表に定める数の障害者を同項に規定する業務に直接従事させなければならない。この場合において、障害者の数は、法第43条の規定により算定するものとする。

(多数障害者雇用企業等の要件の確認)

第5条 市長は、前条第1項本文の規定により随意契約に係る見積書を徴する場合においては、その相手方となる多数障害者雇用企業等が第3条第1項に定める要件を満たしていることを十分に確認しなければならない。

(他人に履行させることの禁止)

第6条 第4条第1項の規定に基づき随意契約により契約を受注した多数障害者雇用企業等は、当該契約に係る業務の全部又は大部分を他人に履行させてはならないものとする。ただし、第1条第1項の目的を達成するうえで支障がないものとして市長が予め承認した場合は、この限りでない。

(多数障害者雇用企業等の認定)

第7条 多数障害者雇用企業等として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の認定を受けようする法人その他の団体及び事業を営む個人は、障害者の雇用している状況を証する書類その他の市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の認定（以下「多数障害者雇用企業等の認定」という。）に係る手続については、福祉局長が別に定める。

(認定内容の変更の届出)

第8条 多数障害者雇用企業等の認定を受けた者は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(認定の有効期間)

第9条 多数障害者雇用企業等の認定の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日まで（認定日が4月2日から12月31日までの場合にあっては当該認定日から翌年の3月31日まで、認定日が1月1日から3月30日までの場合にあっては当該認定日からその年の3月31日まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の有効期間内に締結した契約のうち契約締結日の属する会計年度の翌年度に契約期間が満了するものについては、その契約との関係においては、当該満了日までの間、なお有効期間が存続しているものとみなす。

(認定の取消し)

第10条 市長は、多数障害者雇用企業等の認定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 第3条第1項第1号、第2号及び第3号の要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により多数障害者雇用企業等の認定を受けたとき。

(中小企業等への配慮)

第11条 市長は、この要綱に従って随意契約により契約を締結するに当たって、中小

企業等の健全な受注環境に悪影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

(公表)

第12条 市長は、この要綱に従って契約を締結したときは、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第25条の2第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

- (1) 契約の名称
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (5) 契約金額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(事務の分担)

第13条 多数障害者雇用企業等の認定に係る事務は福祉局において行う。

2 第4条及び第5条の規定に係る見積書の徴収及び随意契約による契約の締結に係る事務は、主管課（契約事務手続規程に規定する主管課長が所属する部署をいう。以下同じ。）において行う。この場合において、主管課は、第5条の規定に基づく多数障害者雇用企業等の要件の確認その他第4条の規定に基づき随意契約によることができるかどうかの確認を行うため、前項の事務を行う福祉局との間で十分に連絡及び調整を図らなければならない。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月1日より施行する。
(多数障害者雇用企業等に対する特例に係る適用関係)
2 第4条の規定は、平成24年4月1日以降に締結する契約について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月7日より施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月24日より施行する。

ただし、令和5年度の契約については改正前の規定を適用する。

別表（第4条関係）

【契約金額】	【直接従事する障害者数】
～100万円以下	雇用0.5人以上 または 訓練1人以上
100万円超～250万円以下	雇用0.5人以上
250万円超～500万円以下	雇用1人以上 または 雇用0.5人以上かつ訓練1人以上
500万円超～750万円以下	雇用1.5人以上 または 雇用1人以上かつ訓練1人以上
750万円超～1,000万円以下	雇用2人以上 または 雇用1.5人以上かつ訓練1人以上 または 雇用1人以上かつ訓練2人以上
1,000万円超～1,250万円以下	雇用2.5人以上 または 雇用2人以上かつ訓練1人以上 または 雇用1.5人以上かつ訓練2人以上
1,250万円超～1,500万円以下	雇用3人以上 または 雇用2.5人以上かつ訓練1人以上 または 雇用2人以上かつ訓練2人以上

※雇用障害者数のカウントは障害者雇用促進法に基づくものとする。